

独立行政法人日本スポーツ振興センター給付について

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中（保育中を含む。）、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学（園）中を含む。】における、児童生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額(平成 22 年 4 月 1 日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 〔通学中の災害の場合 1,885 万円～41 万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円 〔通学中の場合 1,400 万円〕
	突 然 死	
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円 〔通学中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円

（注 見舞金については、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）
- ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等（例えば、障害者自立支援法の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ※8 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ※9 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

1 災害共済給付について

(1) 乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費等の補助制度を利用しない場合

センター災害共済給付額 → 総医療費の4割が支給

(2) 乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費等の補助制度を利用する場合

センター災害共済給付額 → 自己負担額+総医療費の1割が支給

- ・自己負担額とは、制度ごとに決められた一部負担金のこと。文書料等は含まない。
- ・ひとり親家庭等医療費補助及び重度心身障害者医療費補助の自己負担額は0円

2 「医療等の状況」の文書料（証明料）について

学校安全会における医療関係事項についての日本医師会長から都道府県医師会長あて通知について

（昭和35年6月29日 日本学校安全会理事長から日本学校安全会各支部長あて）

標記のことについて、昭和35年5月20日付日医発第31号で、別紙のとおり、通知が出されております。

別紙 学校安全会における医療関係事項について

（昭35・5・20日医発第31号 日本医師会長から都道府県医師会長あて）

学校安全会報に基き、学校管理下の傷病に関する共済給付が、4月1日から実施されることになっております。但し業務機構の整備等の関係で全国的には都道府県毎に業務開始に多少の時間的デコボコはあるものと思います。（中略）

1 文書料について

学校管理下の負傷・疾病に関し、学童が下記の3つの給付を受けるためには、請求手続上、治療費領収、死亡や廃疾に関する証明（診断）等のための文書が要ります。

これらの文書の内、社会保険で診療を行ったケースにあつては、その領収書は左記の様式（第2号様式の3）となっており、診療内容については省略して、医師は只当該月の診療総点数を書き込めばいいことになっております。

日本医師会では本文書のみは無料として協力することに決定いたしました。

これは日本医師会と文部省や日本学校安全会との間で既に了解が成立して、特に（第3号様式の2）廃疾報告書中の医師の証明は、廃疾診断書と読み替えて差し支えありませんから、念のため書き添えます。

第2号様式の3（用紙日本標準規格 B6 横型） 医療等の状況

第2号様式の4（用紙日本標準規格 B5 縦型） 医療等の状況（診療報酬領収済明細書）

第3号様式の2（用紙日本標準規格 B5 縦型） 廃疾報告書 （以下略）

注記

学校安全会が廃止され、その機構、業務が日本学校健康会に、次いで日本体育・学校健康センター、そして現在、独立行政法人日本スポーツ振興センターに継承されていて、この協定も継承されている（学校安全会法が廃止されて日本学校健康会法ができ、日本学校健康会法が廃止されて日本体育・学校健康センター法ができ、次に独立行政法人日本スポーツ振興センター法が施行される間、これらの法律の附則によってこの協定が生き続けている）。

上記の「第2号様式の3 医療等の状況」は、現在は「第1号様式別紙3(1) 医療等の状況」になっている。独立行政法人日本スポーツ振興センター（旧 日本体育・学校健康センター）のホームページからダウンロードできる。

参考

学校安全会法(昭和 34 年法律第 198 号、昭和 35 年 3 月 1 日、日本学校安全会設立)
日本体育・学校健康センター法(昭和 61 年 3 月 1 日、日本体育・学校健康センター設立)
独立行政法人日本スポーツ振興センター法

日本体育・学校健康センター法 附則 第 14 条

前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付、災害共済給付の沿革）

「医療等の状況」等の文書料(証明料)は、医師会などのご協力により無料とされているものです。

日本体育・学校健康センター学校安全部編集、機関誌「学校安全」
(第 75 号 平成 4 年 9 月 30 日発行)

センターに医療費の支払い請求をする際、医療費支払請求書に添付する「医療等の状況」等については、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師などの方々の証明が必要とされています。

この証明に伴う文書料(証明料)は、(中略)日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本柔道整復師会等の特別の配慮により本制度発足当初から無料として協力をいただいているものです(法律等で無料と定められているものではありません。)

この無料の取扱いを今後も続けていただけるよう学校、幼稚園、保育所及び保護者においては、医療機関等から証明を受ける場合は次のようなことに配慮をすることが望まれます(医師側から依頼者の態度に対する批判が聞かれることがあり、このような批判は、御協力を得られなくなりかねません。)

・「医療等の状況」の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いする。

(用紙を持参してその場ですぐ書いていただく訳にはいかない場合も多いと思われます。)

・証明は児童生徒の「学校の管理下」で起こった負傷・疾病であるということから特に無料としていただいているものであることを銘記し、証明を依頼するに当たっては感謝の念を表し、丁寧にお願いするようにする。

(注)学校、保育所として上記のようなことを保護者の方々にも用紙を手渡すときなどに周知されるようお願いします。

独立行政法人日本スポーツ振興センター【NAASH】

学校安全 Web ホームページ (<http://www.naash.go.jp/anzen>)

■災害共済給付制度全般の運営に関すること：学校安全部災害共済課 TEL03-5410-9164

■給付金の請求及び支払いに関すること：広島県の場合は広島支社(下記)

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階 TEL082-511-2822